



栃木県公報

令和2（2020）年
3月13日（金）
号 外
第 13 号

目 次

告 示

○県税に関する申告期限の延長..... 1

告 示

栃木県告示第138号

栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）第13条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の55第1項及び第2項又は同条例第66条第1項に規定する個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が知事に対して行う申告のうち、令和元年所得に係るものの期限（令和2（2020）年2月27日から同年4月15日までの間に到来するものに限る。）については、その期限を同月16日まで延長する。

令和2（2020）年3月13日

栃木県知事 福田 富一
（税務課）